

第 200 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 14 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 200 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 4 年 3 月 14 日 (月) 午後 2 時 04 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 3 月 14 日 (月) 午後 2 時 25 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (15 人)

会長	9 番	中 村 文 男	
会長職務代理	2 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	工 藤 信 仁	3 番 赤 石 敏 文
	4 番	佐々木 一 雄	5 番 梅 内 勝 治
	6 番	坂 本 重 悦	7 番 山 田 憲 幸
	8 番	三 浦 恵美子	10 番 坂 本 誠 治
	11 番	滝 田 信 彦	12 番 蹴 揚 福 男
	13 番	河守田 雄 一	14 番 石 橋 薫
	16 番	堀 内 重 男	

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	夏 堀 勝 徳
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の氏名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 報告第 17 号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第 5 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 7 議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8 議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 9 議案第 48 号 非農地証明交付申請書の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を 7 番 山田憲幸 委員の音頭で行います。 よろしくをお願いします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 200 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、欠席委員はありません。</p> <p>出席委員は 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 200 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 4 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>3 番 赤石 敏文 委員</p> <p>4 番 佐々木 一雄 委員を指名します。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p>

議 長	<p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第17号「賃貸借合意解約書の受理についてを報告いたします。 報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第17号について、説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、4件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成30年4月1日から令和5年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年1月26日で、土地の引き渡しの時期は令和4年1月27日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年7月1日から令和12年6月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年1月26日で、土地の引き渡しの時期は令和4年1月27日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年6月1日から令和7年5月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年1月28日で、土地の引き渡しの時期は令和4年1月29日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号4番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成30年6月1日から令和10年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年2月10日で、土地の引き渡しの時期は令和4年2月11日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第44号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田 一 調査員</p>
山田調査員	<p>農地利用最適化推進委員 10 番 山田から説明いたします。</p> <p>去る 3 月 2 日、梅内 勝治 農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 44 号から 46 号及び 48 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 44 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 44 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 45 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 45 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田 調査員</p>

山田調査員	<p>議案第 45 号について、農地法第 4 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、自己所有地に住宅を建築し、転居するため、転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 45 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部支所から西に約 900 m の距離に位置し、申請地の西側は宅地、北東側及び南側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 45 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 45 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 46 号について、説明いたします。</p>

小田原主幹	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件で、所有権移転及び賃貸借に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田調査員</p>
山田調査員	<p>議案第46号について、農地法第5条第2項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため転用するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、借受人が事業拡大に伴い資材置場が必要となったため転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第46号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部支所から北に約330mの距離に位置し、申請地の北側は農地、東西側は宅地、南側は原野となっております</p> <p>農地区分については、「役場の周囲おおむね300m以内の区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号2番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で南部町役場から北東に約3kmに位置し、申請地の北東側は農地、南西側は原野となっております。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の第2種農地と判断されます。第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第46号について、ご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

次に、日程第 8 議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。

小田原主幹

小田原主
幹

議案第 47 号について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、21 件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は畑、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 558 円です。

番号 2 番の利用目的は畑、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 834 円です。

番号 3 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,440 円です。

番号 4 番の利用目的は畑、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,611 円です。

番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,608 円です。

番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,745 円です。

番号 7 番から番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 15 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 16 番から番号 17 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

番号 18 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

番号 19 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

番号 20 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,980 円です。

番号 21 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第 47 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 9 議案第 48 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。

小田原主幹

小田原主
幹

議案第 48 号について、説明いたします。

非農地証明交付申請の承認に係る案件は 2 件です。

なお、別紙資料に案内図と配置図を添付しておりますので、参考にしてください。
調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。

議 長

農地調査の結果について、説明を求めます。

山田 調査員

山田調査
員

議案第 48 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。
農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。

番号 1 番から 2 番の申請理由は、申請人が平成 5 年頃から当該農地の管理ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。

以上で説明を終わります。

議 長

非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。

小田原主幹

小田原主
幹

議案第 48 号について、補足いたします。

番号 1 番から 2 番の申請地の位置ですが、福地・福田地区で南部町役場福地支所から南に約 2.1 km に位置し、周囲が山林に囲まれた小集団の農地となっています。

現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上を経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。

以上補足説明終わります。

議 長	<p>議案第 48 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 48 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 200 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 200 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 25 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 14 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員